

平成20年

第3回市議会定例会 議案第15号

市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部改正について
市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年9月8日提出

函館市長 西 尾 正 範

市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
市立函館保健所使用料及び手数料条例（昭和23年函館市条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表第3備考第1項中「および」を「， 函館市夜間急病センターおよび」に改め，同表備考第6項中「午後9時30分」を「午前2時」に改め，「翌日の」を削る。

附 則

- 1 この条例は，平成20年12月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に市立函館保健所の来庁者駐車場に駐車している者に係る使用料の額は，改正後の市立函館保健所使用料及び手数料条例の規定にかかわらず，なお従前の例による。

（提案理由）

夜間急病センターの設置に伴い市立函館保健所の来庁者駐車場の施設使用者に関する規定を整備し，および同駐車場の供用時間の延長に伴い規定を整備するため

